

大阪市告示第828号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第15項の規定により、指定寄附金等を受領する法人から法人名称の変更の届出があったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

大阪市長 横 山 英 幸

法人の名称		法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	N P O 法人てとてとしっぽ	大阪市旭区赤川一丁目 5 番 33 号	令和 7 年 3 月 18 日
変更後	認定 N P O 法人てとてとしっぽ		

（財政局税務部課税課）